資料No.15

市連会 11 月定例会説明資料
令 和 8 年 11 月 12 日
市 民 局 地 域 活 動 推 進 課

# 自治会町内会長永年在職者表彰制度の見直しについて【情報提供】

## 1　趣旨

自治会町内会の皆様におかれましては、日頃より地域の様々な活動にご尽力賜り、厚く御礼申し上げます。

横浜市では、永年にわたり自治会町内会長または地区連合町内会長として市政にご協力いただき、地域社会の振興にご尽力いただいた皆様へ、永年在職者表彰を実施しています。

令和８年度より、より多くの皆様へ感謝をお伝えするため、次のとおり表彰制度を見直します。

## 2　お願いしたいこと

【区連長】ご承知おきください。
【地区連長】地区定例会等で情報提供をお願いします。
【単位会長】単位会長あて資料を送付します。定例会等で情報提供をお願いします。

## 3　見直し内容

表彰対象となる「**地区連合町内会長**」の在職期間について、「10 年以降 **10 年ごと**」から「10 年以降**５年ごと**」へ変更します。

※「自治会町内会長等」が表彰対象となる在職期間については、従前から「10 年以降５年ごと」であり、変更ありません。

## 4　経過措置について

令和８年度の表彰につきましては、地区連合町内会長の新たな表彰区分の実施にあたり、次の方々を表彰対象とさせていただきます。

**《令和８年度の表彰対象となる在職期間※の例》※令和９年３月末時点での地区連長在職年数**

➤15 年表彰：在職期間 15 年～19 年の方
➤25 年表彰：在職期間 25 年～29 年の方
➤35 年表彰：在職期間 35 年～39 年の方
➤45 年表彰：在職期間 45 年～49 年の方
（55 年表彰以降も同様の運用）

市民局地域活動推進課
担当　竹ノ内、渡邉
電話 045-671-2317 /FAX 045-664-0734
ﾒｰﾙ　sh-chiikikatsudo@city.yokohama.lg.jp